

戸田建設株式会社「（仮称）五島市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成28年12月15日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）五島市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、戸田建設株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 長崎県五島市崎山沖
- ・ 原動力の種類 : 風力（洋上）
- ・ 出 力 : 最大21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年 9月28日
環境大臣意見受理	平成28年12月 9日
経済産業大臣意見	平成28年12月15日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742（直通）

戸田建設株式会社「（仮称）五島市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
2. 調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の実施検討に当たっては、事業実施想定区域の周辺で環境省が平成22年度から平成27年度にかけて実施した「浮体式洋上風力発電実証事業」等の先行事例の知見を含めた最新の知見を活用し、環境影響を回避又は極力低減すること。